

重要事項説明書

【別表】 障害児通所支援給付費単位表

◆1回の利用ごと

保育所等訪問支援給付費	1071	訪問1回あたりの基本報酬
-------------	------	--------------

◆訪問する支援員により加算されるもの

多職種連携支援加算 (月1回まで)	200	訪問支援員特別加算対象の職員とともに、職種の異なる複数の職員で連携して訪問支援を行った場合
訪問支援員特別加算Ⅰ	850	10年以上の経験年数を有する資格者による訪問を行った場合
訪問支援員特別加算Ⅱ	700	5年以上10年未満の経験年数を有する資格者による訪問を行った場合

◆利用者の場合によって加算されるもの

初回加算 (1回のみ)	200	児童発達支援管理責任者が、連絡調整やアセスメントのために同行した場合
ケアニーズ対応加算 (月1回まで)	120	訪問支援員特別加算対象の職員を配置し、重症心身障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合
関係機関連携加算 (月1回まで)	150	訪問先施設及び関係機関との会議により、連携を行った場合
家族支援加算Ⅰ(個別) (月2回まで)	80~ 300	家庭や事業所で個別に相談援助を行った場合 (オンライン可)
利用者負担上限管理加算 (月1回まで)	150	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限額を超えて事業者が利用者負担額を調整しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合

すべての加算は、制度・体制の変更により、加算される場合、減算される場合があります。神戸市では1単位が10.74円ですので、単位数の合計×10.74の1割が自己負担額となります。(他に通っている施設と合わせて、世帯所得により上限額があります)